

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援新制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、支給認定事務、教育・保育施設の利用申込み、利用調整、利用者負担額の算定・徴収、施設型給付費の支給等を行う。特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育・保育給付認定事務 給付認定申請書(利用申込書含む。)の受理、審査、決定、支給認定証交付、支給認定の変更に伴う事務等</li> <li>2. 利用調整事務 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整基準に基づく利用調整を行い、各施設・事業者に対し利用の要請を行う。</li> <li>3. 利用者負担額の算定・徴収事務 支給認定区分・保育必要量、支給認定保護者の所得等により利用者負担額を決定、徴収、滞納管理</li> <li>4. 施設型給付事務 特定教育・保育施設への給付に係る審査、認定、支払事務</li> <li>5. 施設等利用給付事務 給付認定申請書の受理、審査、決定、認定通知書交付、子ども・子育て支援施設等への給付に係る審査、施設等利用費支払事務</li> <li>6. 補足給付事業事務 未移行幼稚園に在籍する子どもについて低所得世帯の子どもであることの把握</li> <li>7. 電子申請サービスにより申請(申請内容、個人番号、個人情報)の受理</li> </ol>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー ながの電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 &lt;情報照会&gt;: 同表155の項 &lt;情報提供&gt;: なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 保育・幼稚園課
②所属長の役職名	保育・幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部 保育・幼稚園課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-8031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 保育・幼稚園課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-8031
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月10日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規)	5. 電子申請サービスにより申請(申請内容、個人番号、個人情報)の受理を行うこと	事前	重要な変更
平成29年11月10日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ ながの電子申請サービス	事前	重要な変更
平成29年11月10日	1 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	子ども・子育て支援情報ファイル	子ども・子育て支援情報ファイル 電子申請データ	事前	重要な変更
平成29年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 樋口 圭一	課長 中澤 和彦	事後	重要な変更には当たらない。 所属長変更。
平成31年1月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中澤 和彦	課長	事後	重要な変更には当たらない。 所属長の役職名に変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	(新規)	1 提出する特定個人情報評価書の種類 1)基礎項目評価書 2 特定個人情報の入所 2)十分である 3 特定個人情報の使用 2)十分である 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない 5 特定個人情報の提供・移転 提供しない 6 情報提供ネットワーク 入所 十分である 提供 接続しない 7 特定個人情報の保管・消去 2)十分である 8 監査 ○自己点検 ○内部監査 9 従業者に対する教育・啓発 2)十分に行っている	事前	重要な変更
令和1年10月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	5. 施設等利用給付事務 子ども・子育て支援施設等への給付に係る審査、認定、支払事務 6. 補正給付事業事務 未移行幼稚園に在籍する子どもについて低所得世帯の子どもであることの把握	事前	重要な変更
令和1年10月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 支給認定事務 支給認定申請書(利用申込書含む。)、の受理、審査、決定、支給認定証交付、支給認定の変更に伴う事務等	1. 教育・保育給付認定事務 給付認定申請書(利用申込書含む。)、の受理、審査、決定、支給認定証交付、支給認定の変更に伴う事務等	事前	重要な変更には当たらない。 名称の変更。
令和3年6月23日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	重要な変更
令和8年3月1日	1 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番94 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令 第68条	番号法第9条第1項 別表127の項	事前	
令和8年3月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <情報照会>:項番116 <情報提供>:なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報照会>:同表155の項 <情報提供>:なし	事前	
令和8年3月1日	1 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 庶務課 情報管理室	子ども未来部 保育・幼稚園課	事前	
令和8年3月1日	II しやすい値判断項目 1.対象人数 いくつか時点の係数か	平成27年10月1日現在	令和8年3月1日現在	事前	
令和8年3月1日	II しやすい値判断項目 2.取扱者数 いくつか時点の係数か	平成27年10月1日現在	令和8年3月1日現在	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		パスワードと静脈認証による二要素認証の導入により、子ども・子育て支援システムへのアクセスが可能な職員を限定している。また、人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	